2026
令和8年
11

協会けんぽ ふくおかだより

職場内でご回覧ください

健診を受けたから大丈夫！と思っていませんか？

～ 特定保健指導のご案内 ～

特定保健指導とは、健診を受けた結果、「メタボリックシンドローム」のリスクのある40歳から74歳までの方を対象に行う健康サポートです。 **※特定保健指導は無料で受けられます**



どんなことをするの？

健康づくりの専門職である保健師または管理栄養士が生活習慣の見直しに向けた取組をサポートします



詳細は協会けんぽHPをご覧ください

事業主の皆さまへのお願い

健診当日に特定保健指導を実施している健診機関では、該当された方に案内がありますので、**積極的に利用するよう従業員の方にお声掛けをお願いします。**
また、健診当日に受けられなかった場合は、協会けんぽから特定保健指導の案内を事業所にお送りします。該当された従業員の方に案内をお渡しいただく際には是非、事業主の皆さまから**特定保健指導を受けていただくようお声掛けをお願いします。**

自覚症状がないのに医療機関への受診は必要？



健診の結果、要治療となったけど、体調は問題ないし大丈夫だろう！



生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行します。治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、脳卒中や心筋梗塞等を発症する危険が高くなります。健診を受診した結果、医療機関への受診が必要となった場合は、早期に受診することをお勧めします。

受診が必要な方には案内をお送りしています

健診において、血圧値、血糖値、LDL（悪玉）コレステロール値が高く、医療機関への受診が必要となった方、又は胸部エックス線検査の結果、**「要治療」「要精密検査」**となった方で、受診が確認できなかった方のご自宅に案内をお送りしています。

詳細は協会けんぽHPをご覧ください

「医療費のお知らせ」一斉送付終了のお知らせ

マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、
「医療費のお知らせ」一斉送付は、令和7年度（令和8年1月送付分）で終了いたしました。

今後は、ご自身のスマートフォンやパソコンから「マイナポータル」をご利用いただき、医療費情報をご確認いただきますようお願いいたします。

マイナポータルで医療費情報を確認するメリット

マイナポータル（医療費）のログインはこちら

スマートフォンやパソコンから、いつでも医療費情報を閲覧（※）できます。

（※）受診した月の翌々月の11日以降に閲覧できます。なお、1月から12月までの1年間分の情報は、原則2月9日以降に閲覧できます。

紙の「医療費のお知らせ」を希望される場合

医療費のお知らせ依頼書のダウンロードはこちら

令和8年1月～12月診療分の医療費のお知らせの発行を希望される場合は、「医療費のお知らせ依頼書」にて令和9年3月以降にご依頼ください。

※医療費のデータが届き、医療費のお知らせに反映されるまで受診月から3か月程度かかります。

令和8年度被扶養者資格再確認を実施しています



確認の対象となる方がいる事業所には被扶養者状況リストをお送りしましたので、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

Check!

提出期限　令和8年12月11日（金）

＼ 締め切りが迫っています！ ／

健康保険委員＆メルマガに登録しませんか？

無料

健康保険委員になるメリット！

健康保険委員の登録はこちら

- 各種セミナーへの参加
- 最新情報満載の「KENPO'S通信」を年4回程度お届け！
- 健康保険事務手続き冊子「協会けんぽGUIDE BOOK」をお届け！

メールマガジン（毎月1回配信）ではこんな情報をお届けしています！

- 健康保険の制度改正情報
- 健康保険に関するお役立ち情報
- 健康保険料率の最新情報
- 時短で簡単な「健康レシピ」

メルマガの登録はこちら

発行者
「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全国健康保険協会 福岡支部
〒812-8670
福岡市博多区博多駅東1-17-1 コネクトスクエア博多8階
092-477-7250（代表）
受付時間 8:30～17:15（土日祝・年末年始を除く）